

「発達心理学研究編集委員会編集規則」の一部改正について

代表理事 氏家 達夫

2018年9月8日に行われた社員総会において、「一般社団法人日本発達心理学会 発達心理学研究編集委員会編集規則」の第10条第2項が以下のように改正されました。

(未公刊)

第10条 審査の対象となる論文は未公刊のものに限る。

2 学術及び一般雑誌、大学や研究機関等の紀要や学術機関リポジトリ、学術及び一般図書に掲載された論文は公刊された論文となり、同一論文または実質上同一の論文を本誌に投稿できない。

改正されたのは、下線部です。「学術機関リポジトリ」も公刊された論文として扱うことが明記されました。これから『発達心理学研究』に投稿される論文については、「学術機関リポジトリ」で既に公開されているものは投稿できないこととなります。ただし、「学術機関リポジトリ」での全文公開を取りやめ、要約のみ公開となっている場合は、本誌への投稿が可能となります。

なお、今後も編集規則等の改正がなされた場合は、すみやかに会員の皆様にお知らせします。